

平成 31 年 3 月 5 日



食品ロスにしない「備蓄のすすめ」の公表について

消費者庁では、関係省庁、地方公共団体や消費者団体を始めとする各種団体の皆様と連携し、食品ロス削減の推進に向けた取組を行っております。今般、取組の一環として、ローリングストック法について紹介する冊子「備蓄のすすめ」を作成しましたので公表します。

ローリングストック法は、ふだん食べている食品を少し多めに買い置きして、食べた分その分を買い足していくというもので、特別なものを買わずに、備蓄することができ、食品ロスの削減にもなります。

【お問合せ先】
消費者庁 消費者政策課
担当者：坂井、橋本
電話番号：03-3507-9244（ダイヤルイン）